

令和7年11月6日提出

淡路市議会議長

唄下 博史 様

提出者 淡路市議会総務文教常任委員会
委員長 石岡 義恒

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書

上記議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

（提案理由）

当市議会において、去る令和7年第117回淡路市議会定例会で、「子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願書」が提出され、全会一致で採択した。

その後、委員会において請願内容にそって、意見書の整理を行った。

主な内容として、学校現場での貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置などの解決すべき課題や子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが急務であること。また、学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の見直しが不可欠であり、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現、自治体による「業務の3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強くもとめられているというものである。

よって、国の速やかな施策改善を行うことを求めるため、当委員会から、この意見書を提出する。

意見書第 号

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府 予算に係る意見書

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯があり、国としては定数改善にむけた財源保障を強化し、全国どこに住む子どもでも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査（20年度）では小・中・高をあわせた不登校児童・生徒数が41万人を超え、特に小・中学校で11年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。また、2020年度の法改正により小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられ、中学校では26年度から引き下げる方針となっています。今後は高等学校においても早期実施をはかるとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現がもとめられます。子どものゆたかな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強くもとめられています。

さらに、現状の教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。このため、次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強くもとめられます。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。
- 4 小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。あわせて、高等学校での35人学級を早急に実施すること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。
- 6 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
- 7 子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年 月 日

兵庫県淡路市議会議長 岨下 博史

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 高市 早苗 様
財務大臣 片山 さつき 様
総務大臣 林 芳正 様
文部科学大臣 松本 洋平 様